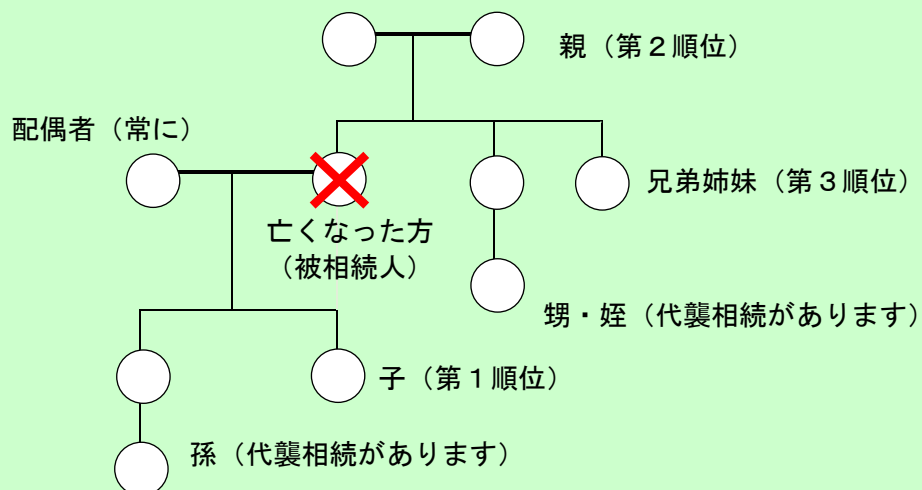




※ 本書面の情報は令和7年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります。

ご家族が亡くなると、自動的に相続が開始します。相続問題について、よくあるご相談をまとめました。

Q 1 誰が相続するの？

亡くなった方を「被相続人」、相続する方を「相続人」と言います。
 配偶者（夫・妻）がいれば、配偶者は必ず相続人になります。
 子がいれば子が、子がいなければ親が、親もいなければ兄弟姉妹が、
 配偶者とともに相続人になります。
 子同士、親同士、兄弟姉妹同士は同順位となります。
 相続発生前に、子が亡くなっている場合、子に子（孫）がいれば、孫が
 子に代わって相続します（代襲相続）。
 子が亡くなっている場合、孫やひ孫・・・（どこまでも繰り下がります）
 がない場合に、親が相続人になります。
 兄弟姉妹の中で、被相続人より先に亡くなっている方がいて、その方
 に子がいれば、その子も代襲相続をしますが、兄弟姉妹の場合は、代襲
 するのは子（甥・姪）までです。

Q 2 どんな割合で相続するの？

配偶者はいるが、子どもも親も兄弟姉妹もない → 配偶者が全部
 配偶者と子 → 配偶者が $1/2$ ・ 子どもが $1/2$
 （子が2人なら、 $1/4$ ずつ）
 配偶者と親 → 配偶者が $2/3$ 、親が $1/3$
 （両親ともいれば、 $1/6$ ずつ）
 配偶者と兄弟姉妹 → 配偶者が $3/4$ 、兄弟姉妹が $1/4$
 （兄弟が3人いれば、 $1/12$ ずつ）

Q 3 借金が残っているけど、それも相続するの？

相続では、現金、預貯金や土地などの財産・権利も、借金などの負債・
 義務も、どちらも相続することになります。

Q 4 必ず、相続はしなければいけないの？

相続人は、相続について、次の三つから選ぶことができます。

- 1 単純承認 相続人が、被相続人の権利や義務をすべて受け継ぐ
- 2 相続放棄 相続人が、被相続人の権利も義務も一切受け継がない
- 3 限定承認 相続人が、相続によって得た財産・権利の限度で被相続人の負債・義務を受け継ぐ

Q 5 いつまでに、三つから選べばいいの？

相続人は、自分のために相続の開始があったことを知ったとき（Q 8
 参照）から、**3ヶ月の熟慮期間内**に、単純承認、限定承認又は相続放棄
 をしなければなりません。

Q 6 3ヶ月以内に何もしないとどうなるの？

3ヶ月以内に、相続放棄も、限定承認もしない場合、原則として単純
 承認したものとされますが、3ヶ月を過ぎてもあきらめずに**弁護士会**に
 ご相談ください。

Q 7 気をつけることがありますか？

財産の一部を使ったり、相続の対象となる負債を支払うと、単純承認
 をしたことになる可能性があります。放棄や承認を決める前に、相続財
 産を使用したり、債務を支払ったりしないように気をつけてください。
 例外がありますので、**弁護士会**にご相談ください。

Q 8 「自分のために相続の開始があったことを知ったとき」とはいつのこと？

原則として、被相続人が死亡したことを知り、自分が相続人であるこ
 とを知ったときです。
 しかし、財産や負債は何もないと思っていたのに、後に負債があるこ
 とを知ったときは、そのときに相続の開始があったことを知ったとき
 とされる可能性があります。**弁護士会等**にご相談ください。

Q 9 3ヶ月以内に決められないときはどうしたらいいの？

大規模災害では、ご家族が亡くなったことは分かっていても、財産のすべ
 てを把握することができなかつたり、ある程度把握はできていても、相
 続するのか、放棄するのかを決められないということが十分に考えら
 れます。
 その場合、**3ヶ月の熟慮期間を伸ばす**ことができます。

Q 10 3ヶ月の熟慮期間を伸ばすにはどうしたらいいの？

相続が開始したことを知ったときから3ヶ月以内に、**家庭裁判所**に対
 して、**熟慮期間の伸長の申立**をしなければなりません。

**Q 11 期間伸長の申立には、いくらかかるの？
どんな書類が必要なの？**

800円分の収入印紙、84円切手3枚と10円切手3枚がかかります。
 ただし、支部によって異なる場合があります。
 被相続人の住民票除票又は戸籍附票、除籍謄本、改正原戸籍謄本、申
 立をする相続人の戸籍謄本が必要です。
 申し立てる方によって、ほかに書類が必要になる場合があります。
 書類が集まらない場合、とりあえず申立をして、後で書類を出すとい
 うこともできます。**裁判所**にご相談ください。

**Q 12 熟慮期間の延長、相続放棄、限定承認は、どこに申立をすれば
良いの？**

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です（郵送も可）。

＜最後の住所地が沼津・三島・御殿場・裾野の各市・駿東郡・伊豆
 市・伊豆の国市・函南町の方＞
静岡家庭裁判所沼津支部 055-931-6044

＜それ以外＞

富士市・富士宮市の方	→ 静岡家庭裁判所富士支部 0545-52-0386
静岡市の方	→ 静岡家庭裁判所 054-273-8768
下田市・賀茂郡の方	→ 静岡家庭裁判所下田支部 0558-22-0161
浜松・磐田・袋井・湖西の各市の方	→ 静岡家庭裁判所浜松支部 053-453-7158
掛川・御前崎（御前崎、白羽及び港を除く） ・菊川の各市・周智郡（森町）の方	→ 静岡家庭裁判所掛川支部 0537-22-3036
熱海市・伊東市の方	→ 静岡家庭裁判所熱海出張所 0557-81-2989
島田・焼津・藤枝・牧之原・御前崎 （御前崎、白羽、港）の各市・ 榛原郡（吉田町・川根本町）の方	→ 静岡家庭裁判所島田出張所 0547-37-1630

Q 13 どのくらい熟慮期間を伸ばせるの？

どのくらいの期間伸ばすかは、裁判所が裁量で決めます。場合によ
 っては、半年、1年、それ以上の期間伸長が認められる場合もあります。

Q 14 期間伸長後、注意することは何ですか？

期間の伸長が認められた場合には、その期間内に、放棄、単純承認、
 限定承認を決めなければなりません。その期間内に決められないとき
 は、再度、期間を伸長する申立をしてください。忘れると、相続放棄が
 認められなくなってしまいます。